

## 中井町地域クラブ活動推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校と地域が協働で、将来にわたり町民がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、地域の持続可能で多様な生涯学習環境整備の一体的な推進を図ることを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的のために、中井町地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域クラブ活動の推進体制の構築に関する必要な事項
- (2) 学校、地域、家庭及び他機関・組織・団体等が連携及び協働して生徒のスポーツ・文化芸術活動を支援するための仕組みづくりに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第4条 協議会は、会員10人以内で組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 地域関係団体員
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者
- (4) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第5条 会員の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会員の互選により定める。また、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 会議は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
（事務局）

第 8 条 協議会の事務局は、教育委員会に置く。  
（作業部会）

第 9 条 協議会の下部組織として作業部会を置く。  
（その他必要事項）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 7 条第 1 項の規定に関わらず、教育長が招集する。